第68回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和5年7月31日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第68回臨時会会議録

議事日程

令和5年7月31日(月曜日)午前10時開会・開議

- ◎ 諸般の報告
- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 広域行政報告
- 第7 議案一括上程、提案理由の説明
 - (1) 議案第 6号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第 7号 財産の取得について

(水槽付消防ポンプ自動車)

- (3) 報告第 1号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費繰越計算書
- (4) 報告第 2号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- (5)報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (6)報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (7)報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

第8 議案審議(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第 6号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 7号 財産の取得について

(水槽付消防ポンプ自動車)

- (3) 報告第 1号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費繰越計算書
- (4) 報告第 2号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- (5)報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (6)報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (7) 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員	(20人)									
	1番	杉	浦	弘	樹	2番	東		健	而
	3番	野	中	貴	健	4番	井	田	茂	樹
	5番	富	岡	直	哉	6番	鎌	田	ちょ	く子
	7番	佐	藤	広	政	8番	É	井	\equiv	郎
	9番	佐々	木		肇	10番	堺		祐	介
	11番	竹	内	勝	雄	12番	南	谷	宏	三
	13番	舷	鳥	占	_	14番	越	膳	壴	好

好 13番 14番 奥 島 貞 越 膳 16番 男 内 要 17番 横 浜 藤 18番 野 坂 充 澤 谷 大 19番 松

20番 滝 口 榮 一 21番 岡 崎 健 吾

欠席議員(1人)

15番 蛸 島 巨

説明のため出席した者

管 理 者	山	本	知	也	代 表副管理者	畑	中	稔	朗
副管理者	野	﨑	尚	文	副管理者	富	岡		宏
副管理者	太	田	直	樹	副管理者	野	村	秀	雄
副管理者	石	橋	勝	大	副管理者	戸	田		衛
参 与	JII	西	伸	二	代 表監査委員	齊	藤	秀	人
事務局長	杉	澤	_	徳	事務局理事	吉	田		真
消 防 長	畑	中	輝	幸	会計管理者	千 代	谷	賀 士	: 子
監 査 委 員 事 務 局 長	伊	藤	恭	雄	事務局次長	飛	内	義	雄
事 務理 馬 局事物長	江 刺	「家		格	事務局副理事	石	橋	秀	治
消防本部次 長	涯	田		剛	消 防 本 部 副 理 事 予 防 課 長	松	橋	照	和
大 湊 消 防 署 長	山	П	千	寿	事務局総務課長	村	П	_	也
消防本部総務課長	葛	西		毅	事 務 局 総 務 課 財 政 係 長	佐	藤	大	輔

市町村席

佐 井 村総務課長 東 出 尚 哉

北

上

悦

子

事務局職員出席者

廃 棄 設 設 話 主 幹 事 務 局 務 積 佐 瀬 長 内 宏 Π 誠 和 廃棄物施設課主任主 成 山 田 寿 美 歌 道 透 界 事総会任 務務 計開 計職

ここで、議席移動のため暫時休憩いたします。

◎開会及び開議の宣告

午前10時02分 開会・開議

○議長(岡崎健吾) ただいまから下北地域広域行 政事務組合議会第68回臨時会を開会いたします。 ○議長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開き ただいまの出席議員は20人で定足数に達してお ります。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(岡崎健吾) 議事に入る前に、諸般の報告 を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項 の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありま した。なお、関係書類は事務局に保管してありま すので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、下北地域新ごみ処理施設整 備事業について、管理者から広域行政報告があり ますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めま す。

◎日程第1 議席の指定

○議長(岡崎健吾) 日程第1 議席の指定を行い ます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、 議長から指定いたします。

議員各位の議席番号と氏名を職員に朗読させま す。

(事務局議席番号、氏名朗読)

○議長(岡崎健吾) ただいま朗読したとおり、議 席を指定いたします。

休憩 午前10時05分 再開 午前10時06分

ます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(岡崎健吾) 日程第2 会議録署名議員の 指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定によ り、1番杉浦弘樹議員及び10番堺祐介議員を指名 いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第3 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1 日としたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よっ て、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 副議長選挙

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第4 副議長選挙 を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法 第118条第2項の規定により指名推選とし、議長 から指名したいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については議長から指名することに決定いたしました。

奥島貞一議員を副議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 奥島貞一議員を副議長の当選人と定めることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥島貞一議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました奥島貞一議員が議場に おられますので、本席から会議規則第32条第2項 の規定により告知をいたします。

奥島貞一議員に挨拶をお願いいたします。 奥島 貞一議員。

(奥島貞一副議長登壇)

- ○副議長(奥島貞一) ただいま副議長に推挙されました奥島です。何分浅学非才と存じますが、岡崎議長の下、当組合、そして議会のために、発展、そして運営のために鋭意努力してまいる所存でありますので、皆様方からのご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げ、副議長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(岡崎健吾) これで副議長の挨拶を終わります。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第5 議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、議会運営委員会条例第3条の規定により、 竹内勝雄議員、南谷宏三議員、・島巨議員、内藤 要議員、野坂充議員、澤谷松大議員、滝口榮一議 員の以上7名を指名したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上7名の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員長より、議会運営委員会開催の申 出がありますので、ここで議会運営委員会開催の ため、午前10時25分まで休憩いたします。

> 休憩 午前10時10分 再開 午前10時25分

○議長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

先ほど開かれました議会運営委員会において、 副委員長が決定いたしましたので、ご報告申し上 げます。

副委員長に竹内勝雄議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第6 広域行政報告

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第6 広域行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

(山本知也管理者登壇)

○管理者(山本知也) 下北地域新ごみ処理施設整 備事業について4点ご報告いたします。

初めに、工事の進捗状況についてでありますが、 令和6年3月末の完成を目指して建設中の下北地 域新ごみ処理施設につきましては、現地工事着手 直前に急遽土壌汚染調査を行う必要が生じたこと や、都市部を中心にコロナ禍明けの経済社会活動 の再開に伴う建築需要が拡大している中で、全国 的に建築業界では慢性的な人手不足が深刻な状況 となっている影響などにより、工事に遅れが生じ ていることから、当該工事の安全と品質を確保し つつ着実に整備を進めるため、工事期間の延長が 必要となる見込みであります。

ただし、工事期間の延長をした場合においても、 当初から予定しております令和6年4月1日から 新ごみ処理施設でごみを全量受け入れ、処理する ことを厳守するとしており、現在ごみ処理に関係 する工区に作業人員を集中させて工事を進めてお ります。

一方、ごみ処理に直接関係しない外構等の工区 につきましては、工期延長した期間で施工するこ とを考えております。

工事期間の延長に係る補正予算につきまして は、継続費変更が必要となりますことから、必要 延長工期がおおむね固まった段階で補正予算を提 案させていただきたいと考えております。

次に、事業費についてご説明いたします。下北地域新ごみ処理施設整備事業工事請負契約約款第25条第6項には、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができると規定されており、一般的にインフレスライド条項と呼ばれております。

インフレスライド条項の対象工事は、工期が2 か月以上残っているもので、変更対象となるのは 基準日以降の残工事分の資材費、労務費等で、残 工事分を変更積算したうちの残工事費の1%を超 える額を増額変更することとなります。

本工事につきましても、本契約締結後の物価高の影響を受けておりますことから、受注者からインフレスライド条項適用についての協議の申入れ

があり、現在国土交通省のインフレスライド条項 運用マニュアル等を参考に、受注者とスライド変 更金額の協議中でありますが、現状ではおおむね 3億円の増額が見込まれております。

この事業費の増額に伴う予算の補正等についてでありますが、令和3年3月23日開会の第114回定例会において御議決を賜りました一般会計補正予算で変更した継続費の範囲内のため、構成市町村に新たに追加負担が生じることはございません。また、循環型社会形成推進交付金につきましても、増額分に対する交付金額の増を青森県を通して国に要望しているところであります。

なお、インフレスライドによる増額変更金額は、 工事請負金額の10%以内と見込まれることから、 変更契約につきましては、協議が整い次第専決処 分及び契約締結し、直後の議会で報告させていた だきたいと考えておりますので、ご理解を賜りま すようお願いいたします。

次に、施設名称についてご説明いたします。新ごみ処理施設の名称につきましては、クリーンセンターしもきたに決定いたしました。このクリーンセンターしもきたが地域の子供たちの環境問題への関心を深め、循環型社会について学ぶ身近な場所として親しみを持っていただくため、下北地域に住む小学生から施設の愛称を募集しており、応募期限は夏休み明けの8月31日までとしております。決定した愛称は、組合ホームページや施設パンフレットなどに活用してまいります。

最後に、長期包括運営事業者の決定についてご 説明いたします。昨年11月30日開会の第66回臨時 会において事業費の補正予算のご承認をいただき ました新ごみ処理施設長期包括運営事業につきま しては、令和4年12月5日に入札公告を行い、総 合評価一般競争入札方式により事業者選定作業を 行ってまいりましたが、去る4月21日の第3回事 業者選定委員会において落札候補者が選定され、 この選定結果を踏まえ株式会社川崎技研を落札者 に決定いたしました。その後5月25日付で基本協 定を締結し、7月28日付で事業契約を締結してお ります。

なお、15年間の長期包括運営委託の契約金額は、 税込みで130億5,700万円、このうち本年度は事業 準備期間分として約1億3,900万円となっており ます。

今後は工事が竣工し、運営事業者に施設が引き渡されるまでに、運営事業者が組合と協議しながら施設の管理運営に必要な各種計画やマニュアルの作成を行うとともに、試運転期間には建設事業者から運営事業者に施設の運転方法等の教育を受けるなど、長期包括運営事業の開始に向けての準備を進めてまいります。

報告事項は以上となりますが、組合といたしましては、令和6年4月から新ごみ処理施設でごみを全量受け入れ、処理することを厳守すべき条件と位置づけ、しっかりと建設工事を監督していくことはもちろん、今後の15年間、安定的、効率的にごみの処理が行われるよう、運営事業者とのコミュニケーションを密にし、運営状況を厳正にチェックしてまいりたいと考えております。

今後も地域の皆様のごみ処理に支障を来すこと のないよう、万全を期して新ごみ処理施設の整備 を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存 じます。

- ○議長(岡崎健吾) これより質疑を行います。た だいまの報告に対し、質疑ありませんか。7番佐 藤広政議員。
- ○7番(佐藤広政) それではまず、今回の進捗状 況についてちょっとご質問させていただきます。

現地工事着工前に急遽土壌調査を行う必要が生 じたという理由が挙がってはおりますが、なぜ急 遽土壌調査が必要になったのか、またその土壌調 査が急遽必要になる前に、こちらのほうではある 程度の把握ができなかったのかお伺いいたします。

- ○議長(岡崎健吾) 管理者。
- ○管理者(山本知也) 佐藤議員の質問にお答えします。

土壌汚染調査を急遽行うことになった理由につきましては、新ごみ処理施設の建設地には、過去にコンクリート製造工場の車両等の洗浄施設が立地しておりましたが、現地工事直前に青森県から六価クロムの土壌汚染調査を行うよう指示があり、急遽調査を行うこととなったものでございます。こちらにつきましては、土壌汚染調査の結果、六価クロムは基準値内でありましたので、工事をそのまま進めてございます。

以上です。

- ○議長(岡崎健吾) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

以上で広域行政報告を終わります。

◎日程第7 議案一括上程、提案理由 の説明

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第7 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第6号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例から報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの7件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。 (山本知也管理者登壇)

○管理者(山本知也) ただいま上程されました2 議案5報告について、提案理由及び内容の概要を ご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じ ます。

はじめに、議案第6号 下北地域広域行政事務 組合火災予防条例の一部を改正する条例について でありますが、本案は、対象火気設備等の位置、 構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関 する条例の制定に関する基準を定める省令の一部 改正に伴い、急速充電設備の定義及び火災予防上 必要な措置の改正並びに喫煙等の標識に関する規 定の整理を行うほか、所要の条文整備をするもの であります。

次に、議案第7号 財産の取得についてであり ますが、本案は、大湊消防署に配備しております 小型動力ポンプ付水槽車を老朽化に伴い、火災及 びその他災害に対応可能な装備を積載している水 槽付消防ポンプ自動車に更新するためのものであ ります。

次に、報告第1号についてでありますが、これ は、令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会 計において、継続費を設定しております2事業に 係る逓次繰越しについて、報告するものでありま す。

次に、報告第2号についてでありますが、これ は、令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会 計において決定しておりました繰越明許費につい て、繰越計算書を調製いたしましたので、報告す るものであります。

次に、報告第3号についてでありますが、これ は、令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会 計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算 見込みにより、関係予算を専決処分したものであ ります。

次に、報告第4号についてでありますが、これ は、令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会 計補正予算でありまして、一般廃棄物処理施設に 係る電気料及びLPG費の科目更正について、関 係予算を専決処分したものであります。

は、下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部を改正する条例を専決処分 したもので、新型コロナウイルス感染症の感染症 法上の位置づけが5類感染症に移行したことによ り、感染症患者及び感染の疑いのある患者の救護 作業等に従事した場合の特殊勤務手当を廃止する ものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案5報 告について、その大要を申し上げましたが、細部 につきましては、議事の進行に伴いましてご質問 により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご 承認賜りますようお願い申し上げる次第でありま す。

○議長(岡崎健吾) これで提案理由の説明を終わ ります。

なお、議員の皆様には事前に議案をお配りして おりますことから、議案熟考の時間は設けません ので、ご了承願います。

◎日程第8 議案審議(質疑、討論、 採決)

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第8 議案審議を 行います。

◇議案第6号

○議長(岡崎健吾) まず、議案第6号 下北地域 広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に、報告第5号についてでありますが、これ ()議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で

議案第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、大湊消防署に配備の小型動力ポンプ付き水槽車を老朽化に伴い、火災及びその他災害に対応可能な装備を積載している水槽付消防ポンプ自動車に更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で 議案第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第1号 令和4年 度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費繰越 計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で 報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については文書のとおりであります ので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第2号 令和4年 度下北地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費 繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で 報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については文書のとおりであります ので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第3号 専決処分 した事項の報告及び承認を求めることについてを 議題といたします。

本案は、令和4年度下北地域広域行政事務組合 一般会計補正予算について報告及び承認を求める ものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で

報告第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よっ て、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◇報告第4号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第4号 専決処分 した事項の報告及び承認を求めることについてを 議題といたします。

本案は、令和5年度下北地域広域行政事務組合 一般会計補正予算について報告及び承認を求める ものであります。

これより質疑に入ります。

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で 報告第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よっ て、報告第4号は原案のとおり承認されました。

◇報告第5号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第5号 専決処分 した事項の報告及び承認を求めることについてを 議題といたします。

本案は、下北地域広域行政事務組合職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ いて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で 報告第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よっ て、報告第5号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

質疑の通告がありません。これで通告による質 (岡崎健吾) これで本臨時会に付議された 事件は、全て議了いたしました。

> 以上で下北地域広域行政事務組合議会第68回臨 時会を閉会いたします。

> > 閉会 午前10時44分

署 名 地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長	岡	崎	健	吾
下北地域広域行政事務組合議会議員	杉	浦	弘	樹
下北地域広域行政事務組合議会議員	堺		祐	介

参考資料

下北地域広域行政事務組合議会第68回臨時会会期日程表

日	程	月 日	曜日	会議区	分		会 議 内 容
						開	会
						0	諸般の報告
						第1	議席の指定
						第2	会議録署名議員の指名
						第3	会期の決定
第	1 日	7月31日	月	本 会	議	第4	副議長選挙
						第 5	議会運営委員の選任
						第6	広域行政報告
						第7	議案一括上程、提案理由の説明
						第8	議案審議(質疑、討論、採決)
						閉	会

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
6	下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正す る条例	7月31日	原案可決
7	財産の取得について (水槽付消防ポンプ自動車)	7月31日	原案可決
報告1	令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費繰 越計算書	7月31日	報 告
報告2	令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計繰越明許 費繰越計算書	7月31日	報 告
報告3	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	7月31日	承 認
報告4	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	7月31日	承 認
報告 5	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関す る条例の一部を改正する条例)	7月31日	承 認